

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和4年1月13日（木）午後1時30分～午後3時35分

第2 出席者

1 公安委員会

高橋委員長、北村委員、大塚委員

2 県警察

鶴代本部長、森脇警務部長、笹井生活安全部長、時田刑事部長、寺堀交通部長、野村警備部長、田中首席監察官、高山学校長、恩地情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案の上程について

森脇警務部長、笹井生活安全部長、寺堀交通部長から、滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案の上程について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、高橋委員長から「事前広報により、県民に周知していただきたい。」旨の発言があった。寺堀交通部長から「高齢者の免許更新制度の変更も含め、周知してまいりたい。」旨の説明があった。

(2) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

森脇警務部長から、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、北村委員、大塚委員から「必要な手当は適切に措置されたい。」旨の発言があった。

(3) 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について

森脇警務部長から、滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、高橋委員長から「一般職員に専門的業務を割り振ることで警察官には警察官としての業務に従事させていただきたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

警察法第56条第3項に基づく報告について

田中首席監察官から、警察法第56条第3項に基づく報告について報告があった。その際、高橋委員長から「職務に伴う重圧やストレスというものに目を向け、職員の指導をしていただきたい。」旨の発言があった。田中首席監察官から「引き続き、職員に対する指導を行ってまいりたい。」旨の説明があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

生活安全企画課から警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、14件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について報告があり、これを了承した。

(3) 公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(4) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警察から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

(5) 警察職員等の援助要求について

警察から、警察職員等の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

このページについてのお問い合わせ
滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室
電話：077-522-1231